

シミズひまわりの里（介護予防）訪問リハビリテーション 重要事項説明書

2024 年 9 月 1 日

1. シミズひまわりの里は京都府知事の指定を受けた（介護予防）訪問リハビリテーション事業所（以下、「当事業所」とする）です。当事業所は常勤の言語聴覚士・理学療法士が兼務各 1 名勤務しています。
2. 当事業所は介護保険の要支援・要介護認定を受けられた方（申請中の方を含む）を対象としています。訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリ」）を受けていただくには、主治医への受診と、その主治医から診療情報を受けた当施設担当医の診察・指示が必要となります。
3. 当事業所は、リハビリテーションを行うことにより、利用者様の心身の機能、生活機能の維持向上を図ります。そのために利用者様・ご家族の心身の状態や生活状況、希望を把握し、ケアプランに沿って訪問リハビリテーション実施計画を立案します。当事業所は利用者様・ご家族に実施計画を説明し、同意を得た上で、居宅にて訪問リハビリのサービスを提供します。
4. 多角的な評価を行うために、他職種・複数人（看護師や他スタッフなど）での訪問や担当者の変更などを行うことがあります。また当施設は学生の実習対応施設です。そのため治療見学をお願いすることがあります。
5. 当事業所の営業日時は、国民の祝日と年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除く、月～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分です。ただし研修会の参加等で訪問を休止することがあります。ほかに職員の体調不良や事故等の緊急時、天候不良で当日急きょ訪問中止となることがあります。また訪問到着時間は、交通事情等の理由から予定より 20 分程度前後することがあります。これら訪問の休止や中止、20 分以上の時間変更の際には、可能な限り早急にご連絡しますが、訪問予定時間の直前になることもあります。
6. 訪問リハビリは、20 分を 1 回とし、下記の訪問リハビリテーション費と各種加算に該当する場合は別途徴収します。利用者様・ご家族の体調不良や都合による訪問リハビリのキャンセルについては、サービス提供前日までにお知らせください。無料にて当日の訪問リハビリの予定をキャンセルします。ただし、事前連絡がなく予定通り訪問させていただいた際には、別途キャンセル料を頂く場合があります。キャンセル料は介護保険対象外となるため、利用相当額（訪問リハビリテーション費と各種加算の 10 割、交通費）となります。なお利用金額については、負担割合証に応じて、1～3 割の自己負担分を徴収します。利用月の翌月中旬の訪問時にお知らせ致しますのでお支払いください。

	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問リハビリテーション費	308 単位	約 325 円	約 650 円	約 975 円
予防訪問リハビリテーション費	298 単位	約 314 円	約 628 円	約 942 円
(予防)訪問リハサービス提供体制強化加算 I	6 単位	約 6 円	約 12 円	約 18 円
訪問リハマネジメント加算	イ：180 単位	約 190 円	約 380 円	約 570 円
	ロ：213 単位	約 225 円	約 449 円	約 674 円
	+ 医師の説明：270 単位	約 285 円	約 570 円	約 855 円
移行支援加算	17 単位	約 18 円	約 36 円	約 54 円
短期集中リハ実施加算	200 単位	約 211 円	約 422 円	約 633 円
認知症短期集中リハ実施加算	240 単位	約 253 円	約 506 円	約 759 円
退院時共同指導加算	600 単位	約 633 円	約 1266 円	約 1899 円
口腔連携強化加算	50 単位	約 53 円	約 105 円	約 158 円
介護予防減算（利用より 12 ヶ月超）	-30 単位	約 -32 円	約 -64 円	約 -96 円

※生活保護や指定難病などの公費受給該当者は、利用者負担額を補助する制度があります。

7. 通常事業実施地域は西京区・向日市物集女町です。左記以外の方は、通常事業実施地域を越えた地点からの距離に応じて、1日につき下記の交通費が必要となります

3 km以内	150 円	3～5 km以内	300 円	5～9 km以内	500 円	9 km以上	750 円
--------	-------	----------	-------	----------	-------	--------	-------

8. サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気、必要な公共交通機関の交通費・コインパーキング料金等は、利用者様の負担となります。

9. サービス提供中に利用者様の病状が急変した場合やその他不測の事態において必要な場合は、速やかに関係者（主治医、当施設担当医、ケアマネジャー）に連絡を取り、必要な処置を講じます。また、サービス提供にあたり万一事故が発生した場合は、主治医及び当施設担当医に速やかに連絡を取り指示を受けて応急処置を行うとともに、ご家族やケアマネジャーへの連絡を行います。サービス提供にあたり、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対し、その損害を賠償します。事故の内容によっては、京都府・市町村の行政機関に報告します。

10. サービス内容など全般に関わる相談や要望・苦情・お気づきの点は、申し出下さい。

1) 当施設の連絡先

担 当：シミズひまわりの里 リハビリテーション科 訪問リハビリテーション

電 話：075-331-8900（代表） F A X：075-331-8802（代表）

直 通：070-7820-5148

2) 市町村の連絡先

西京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 電話：075-381-7638

洛西支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 電話：075-332-9274

右京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 電話：075-861-1430

南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 電話：075-681-3296

向日市役所 市民サービス部 高齢介護課 電話：075-931-1111

長岡京市役所 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係 電話：075-955-2059

3) 京都府国民健康保険団体連合会の連絡先 電話：075-354-9090

11. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

1) アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取り組み あり

2) 第三者評価の実施と結果の公表 なし

3) 自主点検表による点検・評価を行う取り組み あり

12. 当施設職員には守秘義務があり、利用者様に関する個人情報外部に漏らしません。ただし、介護保険サービスを安心して受けていただくためには、主治医やケアマネジャーの他、利用者様と関係する他事業所の担当者などと連携する必要があり、必要な情報を提供する場合（サービス担当者会議等）があります。

また、駐車許可申請のため管轄の警察署へ連絡することがあります。

- 付則 1) 平成 29 年 11 月 1 日 作成
- 付則 2) 平成 30 年 4 月 1 日 介護報酬改定に伴い、訪問リハビリテーション費 (302 単位→290 単位)・
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ (60 単位→230 単位)・
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ (150 単位→280 単位) 変更
また、介護予防リハビリテーションマネジメント加算 (230 単位)・
当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった
場合、減算 (−20 単位/回) を追加
通常の事業実施地域に向日市物集女町を追加
日付変更
- 付則 3) 平成 30 年 7 月 27 日 負担割合 3 割 (8 月 1 日より) を追加
日付変更
- 付則 4) 2019 年 10 月 1 日 消費税増税に伴う訪問リハビリテーション費 (290→292 単位) の変更
相談窓口の名称・電話番号を変更
日付変更
- 付則 5) 2021 年 4 月 1 日 介護報酬改定に伴う訪問リハビリテーション費 (292→307 単位) の変更
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ・Ⅱから (A) イ・ロ、(B) イ・ロと
名称また単位数変更
移行支援加算、介護予防の減算を追加
基本報酬に 0.1% 上乗せ (2021 年 9 月 30 日まで) を追加
訪問リハ計画診療未実施減算の削除
2. 当施設医師の診察が必要な旨を追加
7. 交通費 5～9 km 以内・9 km 以上分を追加
8. 必要な公共交通機関の交通費実費を追加
11. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況を追加
署名・捺印部分を削除
日付変更
- 付則 6) 2022 年 6 月 20 日 職員変更に伴い、サービス提供体制強化加算Ⅰ→Ⅱ (6→3 単位) へ変更
基本報酬 0.1% 上乗せ (2021 年 9 月 30 日まで) を削除
日付変更
- 付則 7) 2023 年 11 月 1 日 施設の連絡先に訪問リハ直通電話番号を追加
- 付則 8) 2024 年 6 月 1 日 介護報酬改定に伴う訪問リハビリテーション費の変更
サービス提供体制強化加算Ⅱ→Ⅰ (3 単位→6 単位) へ変更
リハビリテーションマネジメント加算の名称また単位数変更
介護予防の減算の単位数変更
認知症短期集中リハ加算、退院時共同指導加算、口腔連携強化加算を追加
日付変更
- 付則 9) 2024 年 9 月 1 日 コインパーキング料金実費負担を追加